

京都市火災予防条例の一部を改正する条例(平成26年6月11日京都市条例第13号)  
(消防局予防部)

- 1 平成25年8月15日に京都府福知山市で開催された花火大会において発生した火災により、多数の死傷者等が発生したことを受けて、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しにおける火災予防上の取扱いを定めることとしました。
- 2 消防法令上の違反がある防火対象物について利用者が当該防火対象物の防火上の安全性を確認することができるよう、当該防火対象物の公表に関し必要な事項を定めることとしました。

この条例のうち、上記1は平成26年8月1日から、上記2は平成26年10月1日から施行することとしました。ただし、上記1のうち、第19条から第23条までの規定については、公布の日から施行することとしました。

京都市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第13号

京都市火災予防条例の一部を改正する条例

京都市火災予防条例の一部を次のように改正する。

目次中「第6章の2 文化財の防火管理（第54条の4～第54条の9）」を「第6章  
第6章

の2 文化財の防火管理（第54条の4～第54条の9）

の3 指定催しに係る防火管理等（第54条の10～第54条の12）」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項に次の1号を加える。

(14) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して使用する  
場合にあつては、消火器の準備をしたうえで使用すること。

第20条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「しゃ熱」を「遮  
熱」に改め、同条第2項中「まで」の右に「及び第14号」を加える。

第21条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項中「まで」の右に  
「及び第14号」を加える。

第22条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「取りはずし、  
または」を「取り外し、又は」に改め、同条第2項中「及び第9号」を「第9号及び第  
14号」に改め、「規定」の右に「(器具の表面に可燃物が触れた場合に当該可燃物が発火  
するおそれがない器具にあつては、同号の規定を除く。)」を加える。

第23条中「及び第9号」を「第9号及び第14号」に改める。

第6章の2の次に次の1章を加える。

第6章の3 指定催しに係る防火管理等

(指定催しの指定)

第54条の10 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での  
催し（以下「屋外催し」という。）のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの  
で、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）  
を使用する露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）又はその  
周囲において火災が発生した場合に人の生命又は財産に対して特に重大な危害を及ぼ

すおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

(1) おおむね100以上の露店等の開設が予定されているもの

(2) 指定区域を有する防火対象物の敷地内で行われるもの（催しの一部が当該敷地内で行われるものを含む。）で、おおむね50以上の露店等の開設が予定されているもの

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、屋外催しを主催する者（以下「主催者」という。）その他の屋外催しにおける露店等の開設に関係を有する者に対し、次に掲げる事項に関して、報告を求めるものとする。

(1) 開設を予定する露店等の数

(2) 露店等の開設を予定する場所

(3) 露店等を管理する権限を有する者（以下「露店等管理者」という。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める事項

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しの露店等管理者（前項の規定による露店等管理者の報告がない場合にあつては、主催者。以下同じ。）に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定催しに係る防火管理）

第54条の11 指定催しの露店等管理者は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しが開催される日（以下「開催日」という。）の14日前までに（開催日の14日前の日以後に当該通知を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後遅滞なく）、当該防火担当者に、次に掲げる事項を記載した火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 露店等の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 次条に規定する講習の受講に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 指定催しの露店等管理者は、開催日の14日前（開催日の14日前の日以後に前条第3項の規定による通知を受けた場合にあつては、消防長が定める日）までに、前項の計

画を所轄消防署長に届け出なければならない。

(指定催しに係る講習)

第54条の12 指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする者は、あらかじめ消防長が定める講習を受講しなければならない。

第55条第1項中「市長が」を「別に」に改める。

第57条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、第6号及び第9号に掲げる行為にあつては、指定催しにおいて、露店等管理者の管理の下、露店等を開設しようとするときは、この限りでない。

第57条第6号中「露店」を「露店等」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者が集合する催しに際して行う露店等の開設（対象火気器具等を使用する場合に限る。）

第61条の次に次の1条を加える。

(消防法等に違反する防火対象物の公表)

第61条の2 消防長は、防火対象物の消防用設備等について、法、これに基づく命令又はこの条例の規定に違反していると認める場合において、当該違反が別に定めるものであるときは、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該防火対象物の関係者で権原を有する者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該防火対象物の関係者で権原を有する者を確知することができないときは、この限りでない。

第62条中「条例」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの条例」を加える。

第63条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 第54条の11第2項の規定に違反して届出をしなかった者

第64条本文中「の代表者または法人もしくは」を「(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは」に、「または人」を「又は人」に、「対しても各本条に係る罰金刑」を「対して、同条の刑」に改め、同条ただし書を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第19条から第23条まで、第55条及び第62条の改正規定 この条例の公布の日

(2) 目次の改正規定、第6章の2の次に1章を加える改正規定、第57条、第63条及び第64条の改正規定並びに次項の規定 平成26年8月1日

(3) 第61条の次に1条を加える改正規定 平成26年10月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日から起算して14日を経過する日までの間に行われる祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者が集合する屋外での催しについては、この条例による改正後の京都市火災予防条例第6章の3の規定は、適用しない。

(消防局予防部)